

豚流行性下痢（PED）防疫マニュアルが 公表されました！

平成26年10月24日付けで豚流行性下痢（PED）の防疫に関するマニュアルが農林水産省から公表されました。本マニュアルは「本病の発生及び感染拡大を効率的かつ効果的に防止し、本病による被害を最小化すること」を目的とし策定されましたので、その概要をお知らせします。

1. 飼養衛生管理基準の遵守

飼養衛生管理基準を遵守して、本病の侵入防止、発生予防、早期発見に努めてください。

2. 早期通報の徹底

農場内でマニュアルに記載されているPEDが疑われる症状※を発見した場合は、直ちに家畜保健衛生所または管理獣医師まで通報をお願いします。

※複数の繁殖母豚の分娩したほ乳豚で半数以上が水様性下痢、嘔吐、死亡を呈した場合等

3. 農場への侵入防止対策

農場に必要な者を立ち入らせないようにするとともに、畜舎出入口での消毒、衣服の更衣等を徹底してください。

特に、と畜場に入出入りする車両等は適切な方法を用いて、徹底的に消毒を実施してください。

4. ワクチン適正使用の徹底

農場における本病の対策は、衛生的な飼養管理や消毒によってウイルスの侵入を防ぐとともに、ワクチン接種を励行してウイルスが侵入した場合における被害を低減（子豚の損耗防止）することが基本です。ワクチンの特徴を十分に理解し、使用の際は獣医師の指示に従い、ワクチンの用法・用量を確認し、適切に使用してください。

5. 馴致

馴致はPEDが発生していない農場では決して行わないでください。やむを得ず実施する場合にも、家保への届出や周辺農場への情報提供などが必要になります。

6. 成功事例、失敗事例等

ワクチン接種による飼養豚の損耗防止に成功した事例や馴致による防疫措置失敗事例等が紹介されています。参考にしてください。

本マニュアルは農林水産省のホームページにて公表されていますので、御確認ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/ped/ped.html>

